

## 道央廃棄物処理組合規約

(平成26年2月18日市町村第1458号指令)

改正

(平成27年10月13日市町村第1050号指令)

改正

(平成28年12月21日 北海道知事届出)

改正

(平成31年1月7日 北海道知事届出)

改正

(令和2年11月9日 北海道知事届出)

改正

(令和4年1月18日市町村第3270号指令)

改正

(令和6年3月11日 北海道知事届出)

### 第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、道央廃棄物処理組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、千歳市、北広島市、南幌町、由仁町、長沼町及び栗山町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、廃棄物焼却施設及び最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、千歳市根志越2533番地の1に置く。

## 第2章 組合の議会

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、15人とし、関係市町の定数は、次のとおりとする。

- (1) 千歳市 4人
- (2) 北広島市 3人
- (3) 南幌町 2人
- (4) 由仁町 2人
- (5) 長沼町 2人
- (6) 栗山町 2人

(組合議員の選挙)

第6条 組合議員は、関係市町の議会において、その議会の議員のうちから選挙する。

2 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員を選出した関係市町の議会は、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、関係市町の議会の議員の任期による。

2 組合議員が関係市町の議会の議員の職を失ったときは、同時に組合議員の職を失う。

(議長及び副議長)

第8条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

## 第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者)

第9条 組合に管理者1人及び副管理者5人を置く。

2 管理者は、関係市町の長のうちから互選により選出する。

3 副管理者は、管理者以外の関係市町の長をもって充てる。

4 管理者及び副管理者の任期は、それぞれの関係市町の長の任期による。

5 管理者及び副管理者が関係市町の長の職を失ったときは、同時に管理者及び

副管理者の職を失う。

(会計管理者)

第10条 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、管理者が次条に定める補助職員のうちから任命する。

(補助職員)

第11条 組合に職員を置き、管理者が任免する。

2 前項の職員の定数は、条例で定める。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、組合の財務管理、事業の経営管理その他組合運営に関し優れた識見を有する者(以下「識見を有する者」という。)及び組合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

#### 第4章 組合の経費

(経費の支弁の方法)

第13条 組合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 関係市町の負担金

(2) 事業収入

(3) 国及び北海道の支出金

(4) 地方債

(5) その他の収入

2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、別表に定める負担割合により、組合の予算に定める。

#### 第5章 雑則

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほかこの規約の実施に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定にかかわらず、この規約の施行の際、現に関係市町が設置している廃棄物焼却施設の管理及び運営に関する事務については、当該廃棄物焼却施設を設置した関係市町の事務とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

(平成27年度における関係市町の負担金等の特例)

- 2 栗山町は、平成27年度に限り、道央廃棄物処理組合の設立等に要した経費の一部を負担するものとし、その額は、第13条第2項の規定にかかわらず、千歳市、北広島市、南幌町、由仁町、長沼町及び栗山町（以下「関係市町」という。）が協議して定める。
- 3 前項の場合において、関係市町の負担金の負担割合は、別表の左欄に掲げる経費の区分ごとに、それぞれ当該経費の額から前項の規定により定めた負担金の額（当該区分に係るものに限る。）を減じた額について適用する。

附 則

この規約は、北海道知事への届出の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、北海道知事への届出の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表備考の規定は、平成31年度以降の関係市町の負担金について適用し、平成30年度分までの関係市町の負担金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際、現に関係市町が設置している最終処分場の管理及び運営に関する事務については、この規約による改正後の道央廃棄物処理組合規約第3条の規定にかかわらず、当該最終処分場を設置した関係市町の事務とする。

附 則

この規約は、北海道知事への届出の日から施行する。

別表（第13条関係）

| 経費の区分                                   | 負担割合       |
|---|------------|
| 組合の議会及び執行機関の運営に要する経費                    | 関係市町割 30%  |
|   | 人口割 70%    |
| 廃棄物の広域処理に係る基本計画の策定及び廃棄物焼却施設建設地の選定に要する経費 | 人口割 100%   |
| 廃棄物焼却施設建設に要する経費                         | 関係市町割 50%  |
|   | ごみ処理量割 50% |
| 廃棄物焼却施設維持管理費                            | 関係市町割 30%  |
|   | ごみ処理量割 70% |

備考

- 1 組合の議会及び執行機関の運営に要する経費に係る関係市町割の分賦割合は、市にあつてはそれぞれ9%とし、町にあつてはそれぞれ3%とする。
- 2 人口割は、関係市町の人口（予算の属する年度の前年度の10月1日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録

されている住民の数をいう。)の割合により算出する。

- 3 廃棄物焼却施設建設に要する経費に係る関係市町割の分賦割合は、千歳市、北広島市、栗山町並びに南幌町、由仁町及び長沼町においてそれぞれ12.5%とする。この場合において、南幌町、由仁町及び長沼町の関係市町割は、当該町が等しい割合で負担する。
- 4 廃棄物焼却施設維持管理費に係る関係市町割の分賦割合は、千歳市、北広島市及び栗山町にあつてはそれぞれ7.5%とし、南幌町、由仁町及び長沼町にあつてはそれぞれ2.5%とする。
- 5 廃棄物焼却施設建設に要する経費に係るごみ処理量割は、道央廃棄物処理組合ごみ処理広域化基本計画（平成28年3月改定）に基づく関係市町の平成42年度における焼却対象物の年間処理量（千歳市にあつては、千歳市一般廃棄物処理基本計画（平成28年3月改定）の平成42年度における焼却処理場の年間処理量）の割合により算出する。
- 6 廃棄物焼却施設維持管理費に係るごみ処理量割は、当該ごみ処理量割を算出する年度の前々年度までの過去3年度における各年度の廃棄物焼却施設に搬入された関係市町ごとのごみ量の合計の平均の量による割合により算出する。ただし、次に掲げる年度における廃棄物焼却施設維持管理費に係るごみ処理量割の算出については、当該年度の区分に応じ、それぞれ次に定める割合により算出する。
  - (1) 廃棄物焼却施設が稼働する日（以下「施設稼働日」という。）の属する年度及び当該年度の翌年度 施設稼働日現在の道央廃棄物処理組合ごみ処理広域化基本計画に基づく関係市町の平成42年度における焼却対象物の年間処理量の割合
  - (2) 施設稼働日の属する年度の翌々年度 施設稼働日の属する年度の廃棄物焼却施設に搬入されたごみ量の割合
  - (3) 施設稼働日の翌日から起算して3年を経過する日の属する年度 施設稼働日の属する年度及び当該年度の翌年度の廃棄物焼却施設に搬入された関係市町ごとのごみ量の合計の平均の量による割合